

特定建設作業の実施の届出

市内で特定建設作業を伴う建設工事をしようとする者は、**特定建設作業の開始の日の7日前までに、市町村長に届け出なければならない。**

届出様式については別紙の様式を用い、2部（正本・副本 各1部）作成し提出する。

罰則

無届け、または虚偽の届出をしたら、行為者とその法人または人に対して罰金。

騒音規制法では**3万円以下**、振動規制法では**10万円以下**、和歌山県公害防止条例では**10万円以下**。

特定建設作業

特定建設作業は下記の機械を使用する作業。

騒① くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機、くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）

騒② びょう打機

騒③ さく岩機 ※注1

騒④ 空気圧縮機（電動機以外で原動機の定格出力15kW以上。）
（ただし、騒音③の動力として使用する作業を除く。）

騒⑤ コンクリート（混練機の混練容量0.45m³以上。）
アスファルト（混練機の混練重量200kg以上。）プラント
（ただし、モルタルを製造するためのコンクリートプラントを除く。）

騒⑥ バックホウ（原動機の定格出力80kW以上。） ※注2

騒⑦ トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上。） ※注2

騒⑧ ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上。） ※注2

振① くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）
くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）

振② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊

振③ 舗装版破砕機 ※注1

振④ ブレーカー（手持式のものを除く。） ※注1

（※注1 ただし、騒③、振③、④については1日で連続的に50m移動するものを除く。）

（※注2 ただし、騒⑥～⑧について環境大臣が低騒音指定するものを除く。）



環境大臣が低騒音指定するものとは・・・

「97基準値の低騒音型指定」を受けているもののことを指し、左記のシールが貼り付けてあるものである。

※ 「建設省指定89の低騒音型指定」については、低騒音指定に該当しないため、一定規模以上のものについては特定建設作業の届出が必要となる。

規制区域

特定建設作業の規制区域は市内全域。

規制基準

- 1 敷地境界で既定値以下。
騒音 **85db**。
振動 **75dB**。
- 2 作業時刻 . . . 午前7時～午後7時。 ※注3
- 3 作業時間 . . . 1日10時間以内。 ※注3
- 4 作業日数 . . . 連続6日以内。
- 5 作業日 平日（日曜・祝祭休日以外）。

（※注3 ただし、騒音規制法と振動規制法の2号区域について、騒音規制法又は振動規制法に規制される作業については、作業時刻は午前6時～午後10時、作業時間は1日14時間以内。）

規制法令（法律・条例）

- 1 和歌山県公害防止条例に該当する特定建設作業
下記項目のいずれかに該当するもの
 - ・ 1日で終える作業。（市内全域）
 - ・ くい打機をアースオーガーと併用する作業。（市内全域）
 - ・ 用途地域の指定のない地域で行う作業。
- 2 騒音規制法又は振動規制法に該当する特定建設作業
上記1の和歌山県公害防止条例に該当しない特定建設作業（用途地域内で、2日以上特定建設作業を実施する場合で、くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）。